



※本資料は、令和2年度予算政府案に基づくものであるため、事業の実施は予算成立が前提となります。
また、予算成立までの過程で公募要領等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募ください。

令和2年度「イノベーション創出強化 研究推進事業」について

令和2年1月

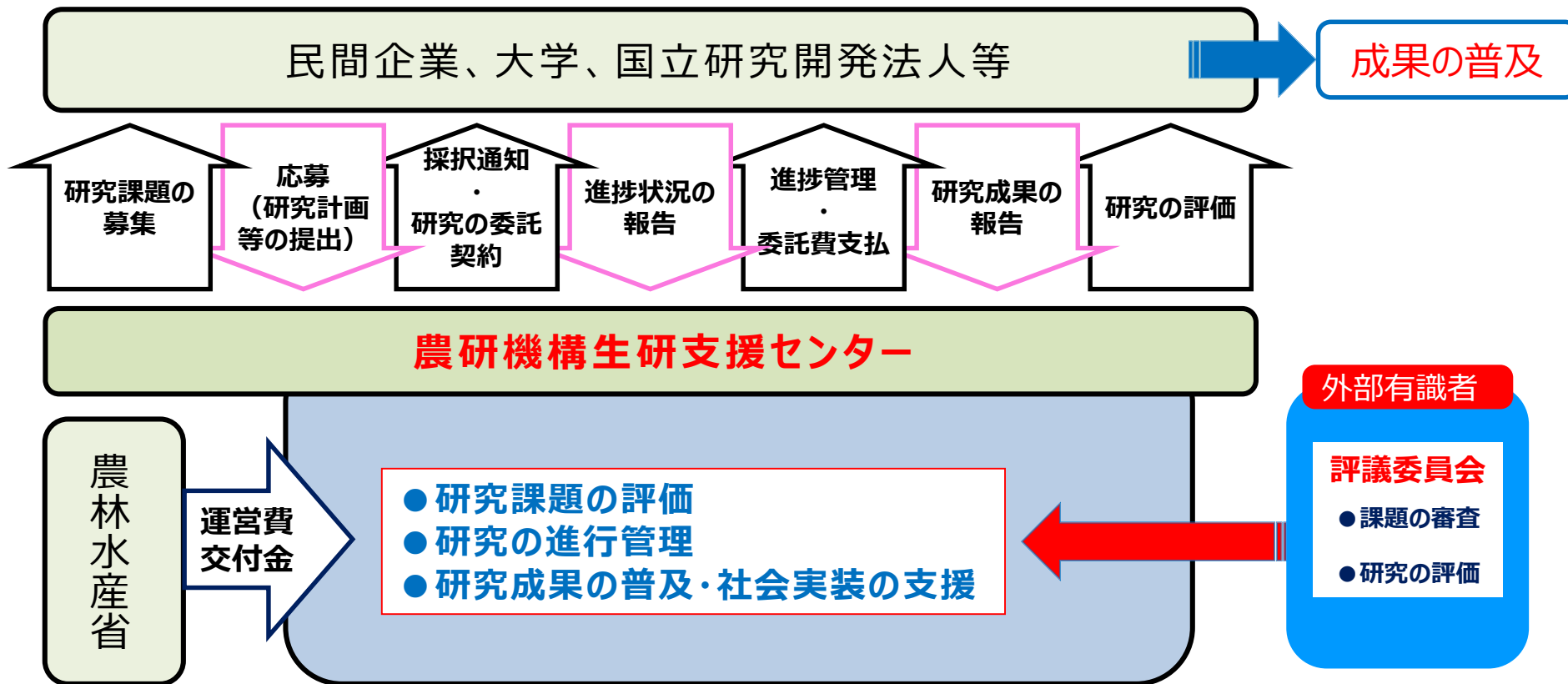
(国研) 農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室

目 次

1	生研支援センターについて	3
2	イノベーション創出強化研究推進事業について	5
2-1	研究ステージ	6
2-2	令和2年度の主な変更点	7
2-3	事業のポイント	11
2-4	申請者の要件（研究ステージ共通）	12
2-5	「知」の集積と活用の中からの提案への優遇（研究ステージ共通）	13
2-6	各研究ステージについて	
2-6-1	基礎研究ステージ	14
2-6-2	応用研究ステージ	17
2-6-3	開発研究ステージ	20
2-7	マッチングファンド方式について	25
2-8	今後のスケジュール（予定）	29
2-9	契約手続	30
3	本事業に関する問合せ先	31
	（参考）	32

1 生研支援センターについて①

生研支援センター（生物系特定産業技術研究支援センター）は、農林水産業、食品産業等の分野で、民間企業、大学、国立研究開発法人などに対して、研究課題を公募し、選定した課題の実施機関に**研究資金を提供**し、研究の実施及びその成果の普及を推進する機関。



1 生研支援センターについて②

(1) 生研支援センターが果たすべき役割

農研機構のファンディング部門である生研支援センターが果たすべき役割は、「国民への安全・安心・高品質な農林水産物・食料の安定供給」と「農林水産業を強い産業として育成し、海外市場で農林水産物・食品のマーケットシェアを伸ばし、政府の経済成長政策（GDP600兆円実現）への貢献」を目指した農林水産分野での科学技術イノベーションの創出に向けた優れた研究開発への支援です。

(2) 応募に当たって

生研支援センターが果たすべき役割を踏まえ、応募に当たっては、

- ① 解決すべき課題と性能スペック、実用化時期の目標を明確にするとともに、
- ② 社会実装を明確に意識した研究計画の策定

をお願いします。

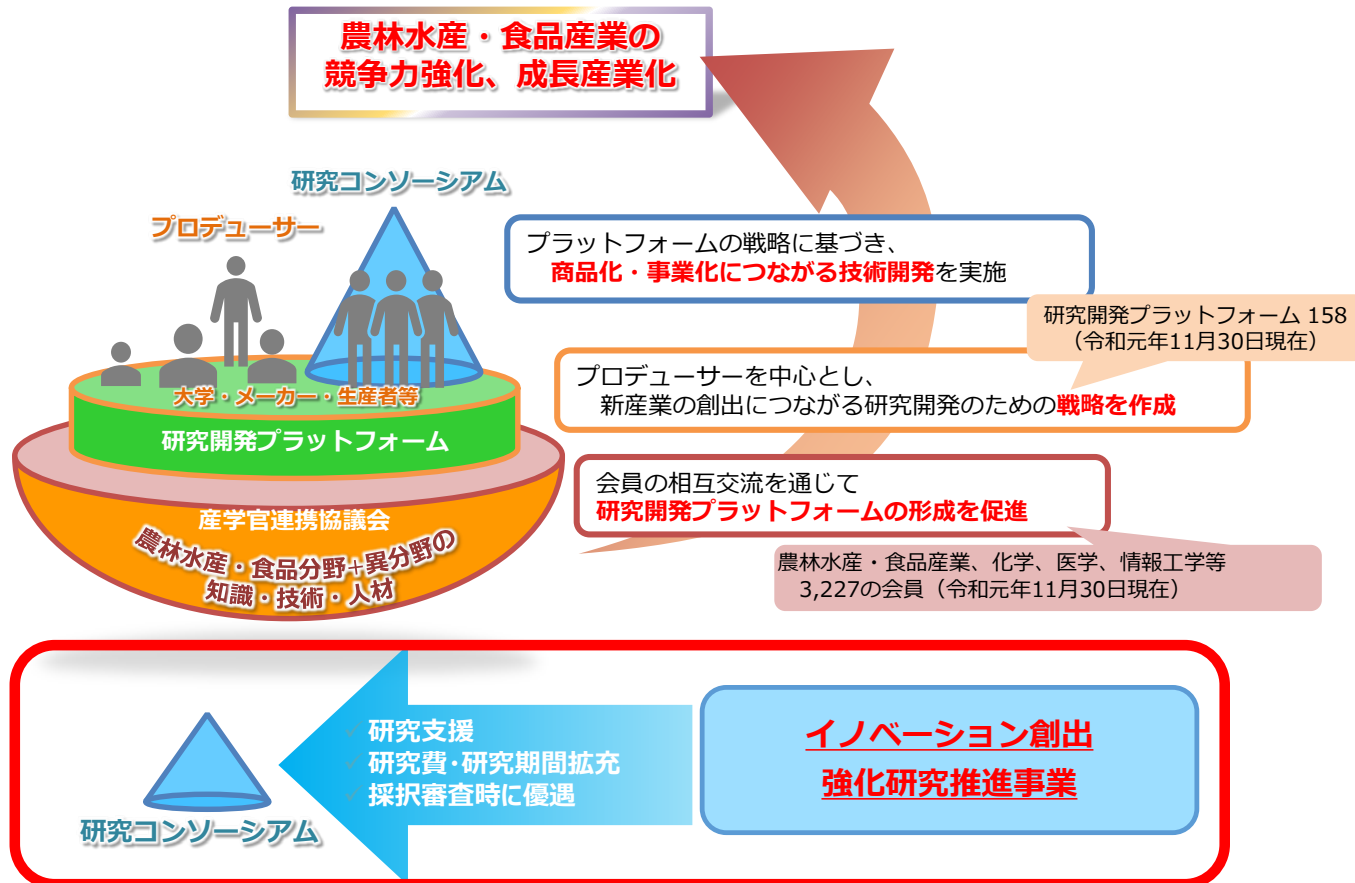
なお、目標実現に向けたロードマップを作成し、毎年の進捗状況と比較して評価を実施しますので、提案書作成の際に御留意をお願いします。

また、生研支援センターは、本事業の目標の達成が図られるよう、各研究課題の進捗管理、指導等の責任者としてPD（プログラム・ディレクター）、PDを補佐する研究リーダー等を配置して運営管理を行いますので、本事業を実施するに当たっては、御協力をお願いします。

2 イノベーション創出強化研究推進事業について

令和2年度予算概算決定額【3,853百万円】

農林水産業・食品産業分野の革新的な技術・商品・サービスを生み出す多様な分野・多様なセクターからの研究開発を支援。また、「知」の集積と活用「場」からの提案など、異分野のアイデア・技術等を農林水産分野に導入する研究を重点的に支援。



2 - 1 研究ステージ

- 農林水産・食品分野における産学連携研究による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進
- 「知」の集積と活用の場の研究コンソーシアムから提案される研究課題について、優先的に採択するとともに、**研究費・研究期間を拡充**

基礎段階

応用段階

実用化段階

基礎研究ステージ

革新的なシーズを創出する独創的でチャレンジングな基礎研究

○研究委託費：**3千万円以内/年**

「知」の集積と活用の場からの提案は、**5千万円以内/年**

○研究期間：**3年以内**



(※)

応用研究ステージ

基礎研究で創出された研究シーズを基にした応用研究

○研究委託費：**3千万円以内/年**

(新たな商品、便益等に繋がる開発を行う民間企業等が参画する場合、マッチングファンド方式を選択することも可能)

「知」の集積と活用の場からの提案は、**5千万円以内/年**

○研究期間：**3年以内**



(※)

開発研究ステージ

応用研究等の成果を社会実装するための開発研究

○研究委託費：**3千万円以内/年**

(新たな商品の開発、便益の開発を行う民間企業等が参画する場合、マッチングファンド方式を適用)

「知」の集積と活用の場からの提案は、**1.5億円以内/年** (ただし、マッチングファンド方式を適用しない場合は、**5千万円以内/年**)

○研究期間：**3年以内**
(育種研究は**5年以内**)

「知」の集積と活用の場からの提案は、**5年以内** (ただし、マッチングファンド方式を適用しない場合は、**3年以内**)

※ 基礎研究ステージ及び応用研究ステージにおいて、優れた研究成果を創出した研究課題は、移行審査により次のステージへ優先的に採択（予算の範囲内）

2-2 令和2年度の主な変更点

項目		令和2年度	平成31年度
加算ポイントの変更	スマート農業の実現に資する技術開発	<ul style="list-style-type: none"> 開発研究ステージの1次（書面）審査時において、従来のスマート農業の実現に資する研究課題には 3点加算。 さらに、地域（中山間地域）や品目（露地野菜、果樹）の空白領域等に対応したスマート農業の実現に資する研究課題には 2点加算（合計5ポイント）。 	<p>スマート農業の実現に資する技術開発を、「行政政策上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」として設定し、1次（書面）審査時に 5点加算。（開発研究ステージ）</p> <p>※対象課題は、ロボット、AI、IoT、ドローン、センシング技術等の先端技術を活用することにより、農業の生産性向上、農産物の品質向上及び流通合理化に資する技術開発を行う研究課題</p>
	加算ポイントの追加	<p>以下の項目について、該当する研究課題には全てのステージの1次（書面）審査時に 5点加算（ただし、他の加算ポイントと重複して該当する場合でも5点を加算の上限とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 輸出促進に資する研究課題 ② 現場ニーズに合致した大学等の研究成果を活用した研究課題 ③ 農福連携等の推進に資する研究課題 	-
提案様式の変更	様式の簡素化	e-radシステムの入力項目と重複する項目を中心に様式を簡素化	-
	社会実装に向けたロードマップ	基礎研究ステージ、応用研究ステージにおいても、社会実装に向けて次期ステージ以降の研究内容及び達成目標、社会実装（実用化）の時期、出口戦略、普及目標を明確化する社会実装に向けたロードマップを作成	<ul style="list-style-type: none"> ・実用化の時期と実用化する成果の内容を明確化

2-2 加算ポイントの変更点①

開発研究ステージの1次（書面）審査時において、スマート農業の実現に資する研究課題に該当する場合以下のポイントを加算

- ロボット、AI、IoT、ドローン、センシング技術等の先端技術を活用することにより、農業の生産性向上、農産物の品質向上及び流通合理化に資する技術開発を行う研究課題に該当する場合は、**3ポイント加算**。
- さらに、地域（中山間地域）や品目（露地野菜、果樹）ごとの空白領域※に対応したスマート農業の実現に資する研究課題に該当する場合は、1次（書面）審査の評価点に**2ポイント加算（合計5ポイント）**。

※空白領域とは、右図で「今後、研究開発が必要」となっている領域等のことであり、具体的な事例は以下のとおり。

1. 水稻（中山間地域）
 - 特に棚田で活用可能なスマート農業技術の開発
 - ① 耕起・播種（小型無人田植機等）
 - ② 収穫・調製（小型自動走行コンバイン等）
2. 露地野菜（各品目に対応）
 - ① 耕起・播種（自動播種技術、自動定植機等）
 - ② 栽培管理（自動適正量かん水システム等）
 - ③ 収穫・運搬ロボット（現在開発中のものを除く）
3. 果樹（各品目に対応）
 - ① 経営・営農管理（開花期、収穫日の予想が可能な生育予測システム等）
 - ② 栽培管理（圃場内、樹間、畝間の除草が可能なロボット等）
 - ③ 収穫・運搬ロボット（現在開発中のものを除く）

スマート農業技術の研究開発・実用化の状況

	経営・営農管理	耕起・播種	栽培管理	収穫・調製
水稻（大規模）	生育予測システム（出穂日・収穫日予測）	無人トラクター（遠隔監視下） 無人トラクター（有人監視下）	直進アシスト田植機 無人田植機	自動走行コンバイン
水稻（中山間）	経営・栽培管理システム（高度な予測等の営農管理システムは開発中）	無人トラクター（遠隔監視下） 無人トラクター（有人監視下）	自動水管理システム 除草ロボット（リモコン式）	今後、研究開発が必要 アシストスーツ
露地野菜	生育予測システム（収穫日予測）	無人トラクター（遠隔監視下） 無人トラクター（有人監視下）	自動水管理システム 除草ロボットは開発中	今後、研究開発が必要 収穫・運搬ロボット
果樹	今後、研究開発が必要	小型・機能特化型 自動走行農機	自動適正量かん水システム 熟練技術継承システム	今後、研究開発が必要 対象品目の拡大

■ : 実用化済み ■ : 開発中

※ 実用化済みの技術についてもさらなる低価格化に向けた開発が必要。

ただし、以下の項目を含めて、重複して該当する場合であっても、5点を加算の上限とします。

①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題、②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題、③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題、④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題、⑤「総合特区」に基づく課題、⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題、⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題、輸出促進に資する提案、現場ニーズに合致した大学等の研究成果を活用した民間企業からの提案、農福連携等の推進に資する提案

2-2 加算ポイントの変更点②

項目	内容
輸出促進に資する提案	<p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定を受け、<u>海外市場を</u> <u>目指して社会実装するための研究課題</u></p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①輸出向けの品種の開発や付加価値を高めるための栽培技術の開発 ②衝撃に強い包装資材や賞味期限の延長を可能とする包装資材の開発 ③コールドチェーン等の流通の高度化、低コスト化技術の開発 等
現場ニーズに合致した大学等の研究成果を活用した民間企業からの提案	<p><u>民間企業等が研究代表機関となり、現場ニーズに合致した大学や国立研究開発法人等の研究成果（知的財産等）を活用して、大学発ベンチャーを含む民間企業主導で実用化、商品化等に向けた研究開発を行う研究課題</u></p> <p>なお、<u>応用研究ステージ、開発研究ステージにあっては、マッチングファンド方式を適用することが必要</u>となります。</p>
農福連携等の推進に資する提案	<p><u>「農福連携等推進ビジョン」に関係し、障がい者を雇用する生産現場等の技術開発を実施する研究課題</u></p>

○上記項目に該当する研究課題については、全ての研究ステージの1次（書面）審査時に5点加算。

ただし、以下の項目を含めて、重複して該当する場合であっても、5点を加算の上限とします。

①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題、②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題、③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題、④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題、⑤「総合特区」に基づく課題、⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題、⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題、重点課題（スマート農業の実現に資する技術開発）

2-2 社会実装に向けたロードマップ

社会実装を明確に意識した研究計画とするため、基礎研究ステージ、応用研究ステージにあっても、今年度から社会実装に向けたロードマップを記載していただくことにしました。

- ・社会実装に向けて解決すべき課題
- ・研究内容の適切性
- ・社会実装（実用化）される技術の内容を明確化するとともに、

・既往の研究成果に基づき、応募するステージにおいて、どのような研究を行い、どのような目標を達成するのか。

・次期ステージ以降（自己資金による研究を含む）において、どのような研究を行い、どのような目標を達成するのか。

・社会実装（実用化）の時期を明確化していただくとともに、社会実装されるとき、出口戦略及び普及目標の記載をお願いします。

社会実装に向けたロードマップ（基礎研究ステージ）

社会実装に向けて解決すべき課題	※社会実装に向けてボトルネックとなっている課題を簡潔に記載してください。
研究内容の適切性	※上述した課題を解決するに当たり、提案する研究課題が他の手法と比較して最適であることを簡潔に記載してください。
社会実装（実用化）される技術の内容	※本研究を進めることにより実用化される技術の性能・スペック等を具体的に記載してください。
研究ステージ毎の研究内容及び達成目標	
既往の研究成果	※本研究を実施するに当たり、既往の研究成果を簡潔に記載してください
基礎研究ステージ（令和2～○年度）	※既往の研究成果に基づき、本ステージにおける研究内容及び達成目標を簡潔に記載してください。社会実装（実用化）に向けて必要不可欠な研究開発であることも合わせて記載ください。
応用研究ステージ（令和○～○年度）	※本ステージで達成する目標を踏まえて、次期ステージ（自己資金による研究を含む）で実施する予定の研究内容及び達成目標を簡潔に記載してください。
開発研究ステージ（令和○～○年度）	※応用研究ステージで達成する目標を踏まえて、開発研究ステージ（自己資金による研究を含む）で実施する予定の研究内容及び達成目標を簡潔に記載してください。
社会実装・実用化（令和○年度）	<p>出口戦略：※誰に対してどのような価値を提供するのか、誰からどのようにお金を回収して利益をあげるのかなど、想定している出口戦略（ビジネスモデル）を簡潔に記載してください。</p> <p>普及目標：※普及目標面積○年○〇ha、販売目標額○年○億円等、いつまでにどの程度の普及を目標とするかを記載してください。</p>

2-3 事業のポイント

1. 明確な研究目標の設定と確実な社会実装

○ 基礎研究ステージ・応用研究ステージについて

- ・ 解決すべき課題、実用化される成果の時期・目標を明確にし、実用化・事業化への発展可能性を審査・・・(14～19頁)

○ 開発研究ステージについて

- ・ 研究期間終了までの実用化に向け、解決すべき課題、実用化される成果の性能スペックを明確にし、実用化・事業化の実現可能性を審査・・・ (23～24頁)
- ・ 農業者等、成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化・・・ (21頁)
- ・ 申請時に作成する事業化・実用化の役割分担を明確にした、研究成果の出口戦略を採択時の審査に反映・・・ (22頁)

2. 民間投資の誘発と企業による研究成果の実用化の促進

○ 応用研究ステージについて

- ・ 民間企業等が参画して製品化・事業化に繋がる研究を行い、当該民間企業等が任意で研究資金の一定割合を負担する場合（マッチングファンド方式）は、ポイント加算・・・ (18頁)

○ 開発研究ステージについて

- ・ 民間企業等が参画して製品化・事業化を行う研究の場合は、当該民間企業等が研究資金の一定割合の負担が必須（マッチングファンド方式）。また、企業負担額に応じてポイント加算（500万円以上：5点、1,000万円以上：10点）・・・ (23頁)

○ ステージ共通

- ・ 「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームからの、異分野を含む多様な分野が参画してイノベーションを創出する提案へのポイント加算等・・・ (13頁～)

2-4 申請者の要件（研究ステージ共通）

○ 代表機関の要件

- 法人格を有する研究機関等であること
 - 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること
 - 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すると共に、研究統括者及び経理責任者を設置していること
- ※ 生研支援センターが認めた場合に限り、研究統括者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）を設置可能

○ 研究グループの要件

- 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、参画する全ての機関の同意が必要
- 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関が行うこと
- 研究の一部または全部を研究グループの構成員以外の他の研究機関等に再委託することは不可

2-5 「知」の集積と活用の中からの提案への優遇（研究ステージ共通）

- 「知」の集積と活用の中によるオープンイノベーションを推進する観点から、「知」の集積と活用の中による研究開発プラットフォームからの提案については優遇
 - ① 研究委託費上限額の拡大
 - ② 研究期間の延長（開発研究ステージのみ）
 - ③ 採択審査時にポイント加算等
- 具体的な措置については、各研究ステージの概要を参照

○ 優遇を受けるための要件

- 「知」の集積と活用の中の研究開発プラットフォームから形成された研究コンソーシアムであること
 - 研究開発プラットフォームは申請時まで設立されていることが必要です。また、申請時点で研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォームに参画していることが必要となります。プラットフォームの設立やプラットフォーム構成員の追加については、「知」の集積と活用の中産学官連携協議会組織規則に基づき、「知」の集積と活用の中産学官連携協議会事務局まで届出の上、受理されていることが必要となりますので、御注意ください。
- 研究コンソーシアムが、同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成されていること

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-1 基礎研究ステージの概要

研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基にした、革新的な研究シーズを創出するチャレンジングな基礎研究

- 研究実施期間：3年以内
- 研究委託費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：単独の研究機関又は研究グループ[○]（研究グループの構成に特段の要件はなし）

【「知」の集積と活用場からの提案の優遇措置、要件】

- 研究委託費：5千万円以内／年
- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準① 赤字下線は令和2年度の変更点

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント） **100点 + 25点 = 125点満点**

科学的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 実用化・事業化への発展可能性	10点
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
⑦ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
計	80点満点

行政的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 行政的な必要性	10点
② 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	20点満点

+

加算ポイント		
項目		点数
いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	最大10点
	「研究ネットワーク」からの提案	5点
知的財産の管理体制の整備（※2） 注）整備されていない場合、整備後に委託契約を締結		最大5点
若手研究者からの提案		5点
輸出促進に資する提案		5点
現場ニーズに合致した大学等の研究成果を活用した民間企業からの提案		
農福連携等の推進に資する提案		
次のいずれかに該当する提案		（※重複して該当する場合でも加算の上限は5点）
①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題		
②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題		
③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題		
④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題		
⑤「総合特区」に基づく課題		
⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題		
⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題		

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 各項目を、A～Cの3段階で加算

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準②

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント）

100点 + 15点 = **115点満点**

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 実用化・事業化への発展可能性	10点
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
⑦ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
計	80点満点

行政的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 行政的な必要性	10点
② 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	20点満点

+

加算ポイント

項目	点数	
いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	最大10点
	「研究ネットワーク」からの提案	3点
若手研究者からの提案	5点	

※2 各項目を、A～Cの3段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-6-2 応用研究ステージの概要

基礎研究で創出された研究シーズを基にした、実用化段階の研究開発に向けた応用研究

- 研究実施期間：3年以内
- 研究委託費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：研究グループ[○]（研究グループの構成に特段の要件はなし）

【「知」の集積と活用場からの提案の優遇措置、要件】

- 研究委託費：5千万円以内／年
- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-2 応用研究ステージの審査基準① 赤字下線は令和2年度の変更点

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント） **100点 + 30点 = 130点満点**

科学的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 実用化・事業化への発展可能性	10点
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
⑦ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
計	70点満点

行政的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 行政的な必要性	20点
② 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	30点満点

+

加算ポイント		
項目		点数
いずれかに該当する提案(重複加算なし)	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	最大10点
	「研究ネットワーク」からの提案	5点
民間企業等が参画してマッチングファンド方式を適用する場合		5点
知的財産の管理体制の整備（※2） <small>注）整備されていない場合、整備後に委託契約を締結</small>		最大5点
若手研究者からの提案		5点
輸出促進に資する提案		5点 <small>（※重複して該当する場合でも加算の上限は5点）</small>
現場ニーズに合致した大学等の研究成果を活用した民間企業からの提案(マッチングファンド方式の適用が必須)		
農福連携等の推進に資する提案		
次のいずれかに該当する提案		
①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題		
②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題		
③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題		
④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題		
⑤「総合特区」に基づく課題		
⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題		
⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題		

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 各項目を、A～Cの3段階で加算

2-6-2 応用研究ステージの審査基準②

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント）

100点 + 15点 = **115点満点**

科学的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 実用化・事業化への発展可能性	10点
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
⑦ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
計	70点満点

行政的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 行政的な必要性	20点
② 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	30点満点

+

加算ポイント			
項目			点数
いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「[知]の集積と活用」からの提案（※2）	マッチングファンド方式を適用	最大10点
		マッチングファンド方式を適用しない	最大5点
	「研究ネットワーク」からの提案		3点
若手研究者からの提案			5点

※2 各項目を、A～Cの3段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-6-3 開発研究ステージの概要

応用研究で創出された研究シーズを基にした、農林水産・食品分野における生産現場の課題解決を図る実用化段階の開発研究

● 研究実施期間：3年以内（育種研究は5年以内）

育種研究とは、実需者ニーズ等を取り入れ、生産者の大幅なコストダウンに繋がることや輸出振興等の新市場開拓に繋がるような画期的な新品種の開発を目指すとともに、研究期間終了後に生産現場で確実に普及できる新品種の研究開発を行う課題

● 研究委託費：3千万円以内／年（※）

※ 研究開発を進めることが民間企業等の新たな商品の開発、便益の開発を行うこととなる場合には、当該民間企業等は研究費の一定割合を負担（マッチングファンド方式）
民間企業等：セクターⅣに分類される研究機関等

● 申請者の要件：2セクター以上の研究グループ

研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、
地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政
法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人
、協同組合、農林漁業者

【「知」の集積と活用場からの提案の優遇措置、要件】

● 研究実施期間：5年以内

ただし、新たな商品の開発、便益の開発を行う民間企業等が参画せず、
マッチングファンド方式を適用しない場合、3年以内

● 研究委託費：1億5千万円以内／年（※）

※ただし、新たな商品の開発、便益の開発を行う民間企業等が参画せず、
マッチングファンド方式を適用しない場合、5千万円以内／年

● 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター以上の研究機関 等で構成される研究コンソーシアム

2-6-3 開発研究ステージの要件等①

1. 研究成果である開発技術の評価と改善の必須化

- 農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化

(例)

- ① 農業者がコンソーシアムに参画する等、栽培技術等の実証試験を実施
- ② 農業者、消費者、実需者等が、検討会に出席し、開発技術について意見や評価を述べ、その内容を次年度以降の研究計画に反映
- ③ マーケティングのための消費者及び実需者へのモニター調査を実施し、調査結果に基づき改善

1. イノベーション創出強化研究推進事業においては、研究成果をより早く社会実装させるため、上記のとおり、「**農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化**」を要件としています。

2. 上記例の①のように農業者が当該研究課題において「ユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化」のために参画する場合には、以下の方法があります。

ア 農業者が自らコンソーシアムに参画し、実証試験等を行う。(e-Radシステムへの登録が必要)

イ 農業者がコンソーシアムに参画せず、試験研究機関からの請負で実証試験等を行う。(e-Radシステムへの登録は不要)

2-6-3 開発研究ステージの要件等②

2. 申請時における研究成果の出口戦略の作成

- 研究成果を確実かつ迅速に社会実装につなげるため、研究コンソーシアムにおける事業化・実用化の役割分担を明確にした、研究成果の出口戦略を申請時に作成（申請書内に記載）
- 出口戦略は、採択時の審査に反映

3. スマート農業の実現に資する研究課題へのポイント加算（重点課題）

- ロボット、AI、IoT、ドローン、センシング技術等の先端技術を活用することにより、農業の生産性向上、農産物の品質向上及び流通合理化に資する技術開発を行う研究課題に該当する場合は、1次（書面）審査の評価点にポイント加算。
- さらに、地域（中山間地域）や品目（露地野菜、果樹）ごとの空白領域に対応したスマート農業の実現に資する研究課題に該当する場合は、上記に加えて1次（書面）審査の評価点にポイント加算。

2-6-3 開発研究ステージの審査基準① 赤字下線は令和2年度の変更点

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント） **110点 + 35点 = 145点満点**

科学的ポイント（※1）		行政的ポイント（※1）		加算ポイント		
審査項目	点数	審査項目	点数	項目	点数	
① 新規性・先導性・優位性	10点	① 行政的な必要性	20点	いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「[知]の集積と活用の場」からの提案（※2）	最大10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点	② 生産現場等からの必要性	20点		「研究ネットワーク」からの提案	5点
③ 実用化・事業化の実現可能性	10点	③ 農林水産業・食品産業への貢献	10点	民間企業等が参画してマッチングファンド方式を適用する場合	500万円以上：5点 1,000万円以上：10点	
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点	計	50点満点	知的財産の管理体制の整備（※2） <small>注）整備されていない場合、整備後に委託契約を締結</small>	最大5点	
⑤ 研究実施体制	10点			若手研究者からの提案	5点	
⑥ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点			スマート農業の実現に資する技術開発（重点課題）	最大5点	
計	60点満点			輸出促進に資する提案	5点 <u>（※スマート農業の加算ポイントも含め重複して該当する場合でも加算の上限は5点）</u>	
				現場ニーズに合致した大学等の研究成果を活用した民間企業からの提案（マッチングファンドの適用が必須）		
				農福連携等の推進に資する提案		
				次のいずれかに該当する提案 ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題 ⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題		

+

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 各項目を、A～Cの3段階で加算

2-6-3 開発研究ステージの審査基準②

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） 100点+15点=115点満点

科学的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 実用化・事業化の実現可能性	10点
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点
⑤ 研究実施体制	10点
⑥ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
計	60点満点

行政的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 行政的な必要性	20点
② 生産現場等からの必要性	10点
③ 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	40点満点

+

加算ポイント			
項目			点数
いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	マッチングファンド方式を適用	最大10点
		マッチングファンド方式を適用しない	最大5点
	「研究ネットワーク」からの提案		3点
若手研究者からの提案			5点

※2 A～Cの3段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-7 マatchingファンド方式①

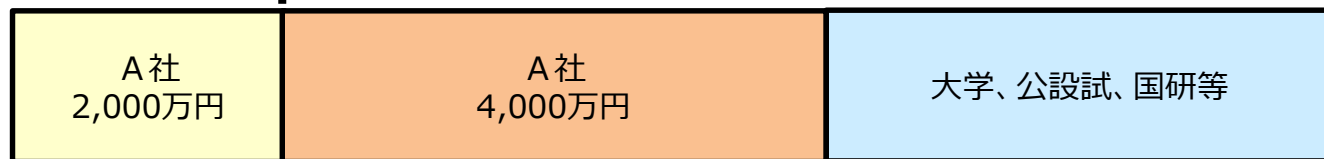
- Matchingファンド方式とは、民間企業等による事業化を促進し投資を誘発するため、新たな商品・便益等の開発を行う民間企業等が、生研支援センターから民間企業等に支出する委託費の1/2以上を自己資金として負担する仕組み。
- 応用研究ステージにおいては任意で適用でき、適用した場合は審査時にポイント加算。
- 開発研究ステージにおいて、民間企業等が参画して製品化・事業化を行う研究課題については必須であり、企業負担額に応じて審査時にポイント加算。

【Matchingファンド方式のイメージ】

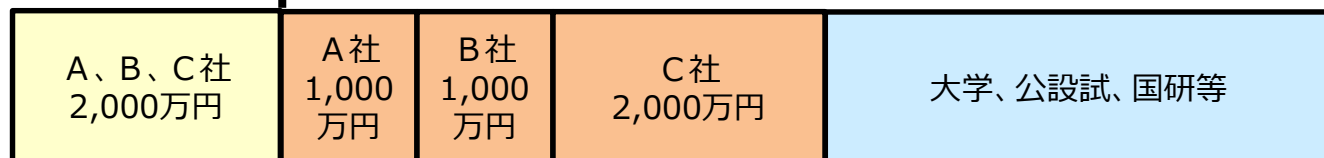
企業支出分
(自己負担)

生研支援センター支出分 (国費)

パターン①
(民間企業が1社の場合)



パターン②
(民間企業が複数の場合)



- 国費や自己負担は、研究グループの取り決めに従って配分

2-7 マatchingファンド方式②（自己負担を行う民間企業等）

【研究資金を自己負担する民間企業等】

研究成果を用いて（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等

○ 自己負担を行う必要がない民間企業等の例

※民間企業等：セクターⅣに分類される、民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

①研究グループの他の機関が開発した研究成果の実証のみ行う民間企業

- 例 1 食品加工機器開発の研究において、当該機器のユーザーとなる食品加工メーカー
- 例 2 ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

②研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等

- 例 社会貢献の一環として研究に参画するNPO法人

（この場合、提案書において、利益を享受しない（特許権等の権利者とならない等）ことが分かるよう明記

- 研究途中又は研究終了後、研究成果を活用して（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行い、利益を得たことが判明した場合は、研究当初にさかのぼってMatchingファンドを満たすよう国費を返還

2-7 マッチングファンド方式③（計上可能な経費）

委託費に計上できる経費

1) 直接経費

①物品費

- ・設備備品費
- ・消耗品費

②人件費・謝金

- ・人件費

〔 国、地方公共団体からの交付金等で手当てしている常勤職員の人件費は不可 〕

- ・謝金

③旅費

④その他

- ・外注費
- ・印刷製本費
- ・会議費
- ・通信運搬費
- ・光熱水料
- ・その他（諸経費）

〔 上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 〕

- ・消費税等相当額

2) 間接経費

自己資金

1) 左記 1) ①～④の経費

2) 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託試験研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること

3) 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品

（試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外）

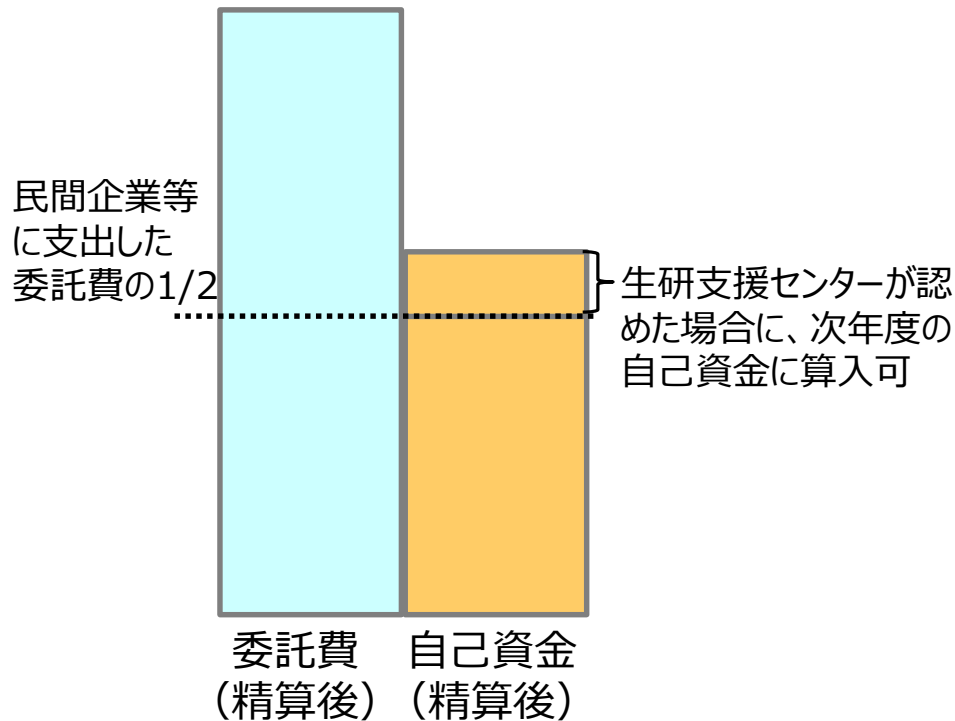
過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの

2) 及び 3) の計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に**独立した資産管理部門**があることを条件とします。

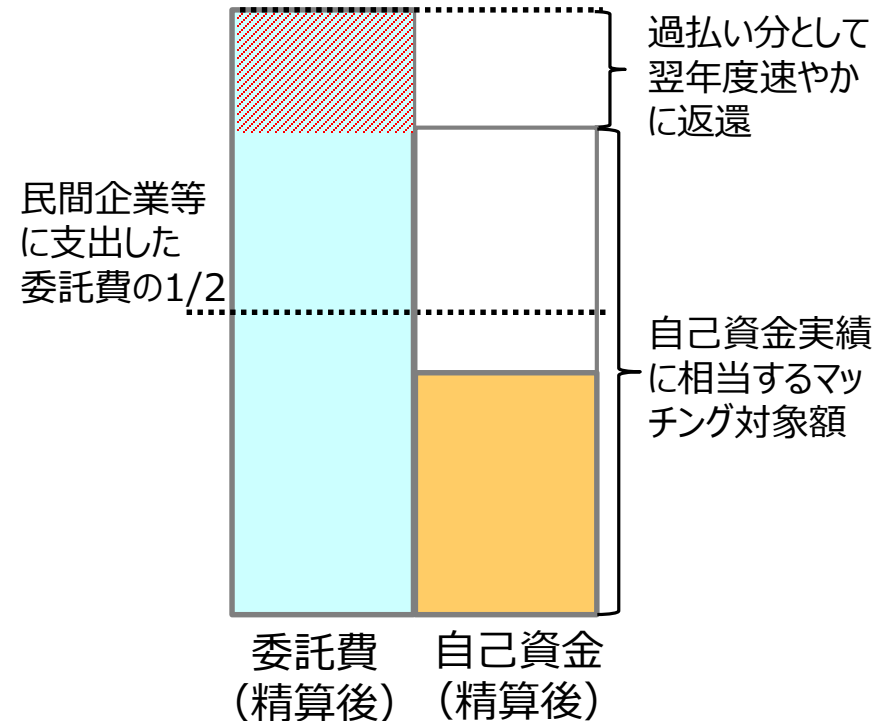
2-7 マatchingファンド方式④（自己資金の取扱い）

- 研究費の翌年度への繰越しは、原則認めない
- ただし、年度毎の経費の精算時において、自己資金がMatching対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能

自己資金がMatching対象額を超過した場合



自己資金がMatching対象額に満たない場合



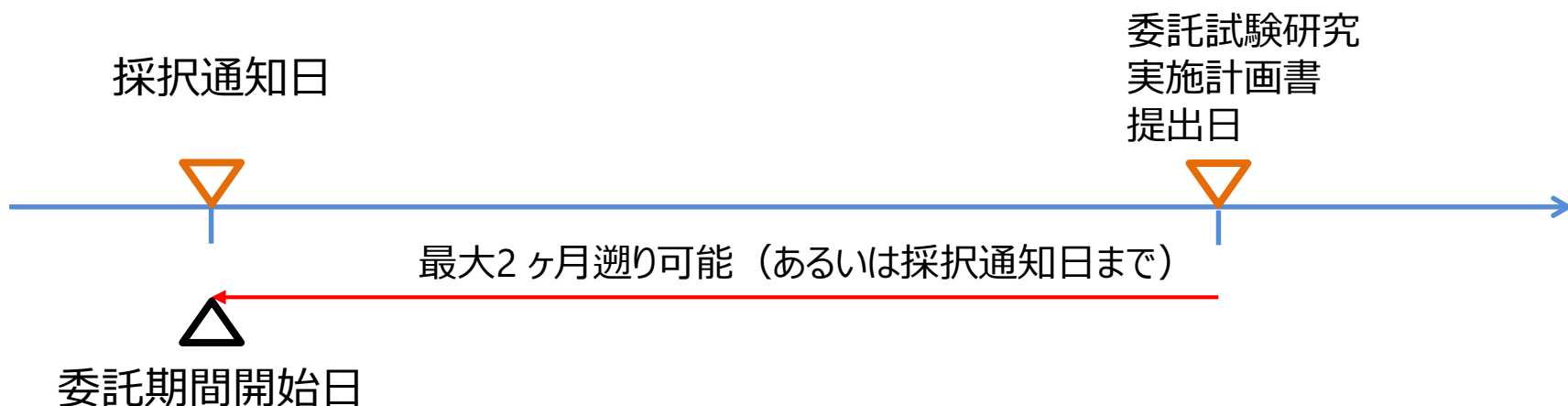
2-8 今後のスケジュール（予定）



2-9 契約手続

- 生研支援センターは、代表機関等との間で当該年度に係る委託契約を締結します。
- 本事業の委託期間は、委託試験研究実施計画書提出日から最大2ヶ月前の日（計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。
- また、次年度以降も研究を継続することとなった場合、原則として次年度の4月1日が試験研究開始日となります。
- なお、採択時や評価時の条件が付されている場合は、この条件に合致していることが前提となり、仮に契約締結に至らなかった場合には、受託機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

<初年度の契約イメージ>



3 お問い合わせ先

(1) 公募全般に関する問い合わせ

生研支援センターへのお問合せは以下のメールアドレスにお願いします。

E-mail : inobe-web@ml.affrc.go.jp

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

イノベーション創出課 担当者：中谷、村山

TEL : 044-276-8995

FAX : 044-276-9143

(2) 契約事務に関する問い合わせ

生研支援センター研究管理部研究管理課

担当者：平野、廣瀬

TEL : 044-276-8583

FAX : 044-276-9143

(参考) e-Radでの応募①

【応募】

(1) 応募期間

◆ 1月6日(月)～2月4日(火) 12時

(2) e-Radシステムの使用



◆ 応募は全て府省共通研究開発管理(e-Rad)システムを使用

◆ e-Radシステムにアクセスするためには、事前に研究機関登録、研究者登録が必要

◆ 研究機関登録、研究者(個人の場合)登録は文部科学省のe-Rad 担当へ申請

(注) 登録手続きには約2週間程度必要なため、早めに申請が必要

◆ 応募書類(研究課題提案書)の作成

◆ e-Radに基本情報を入力

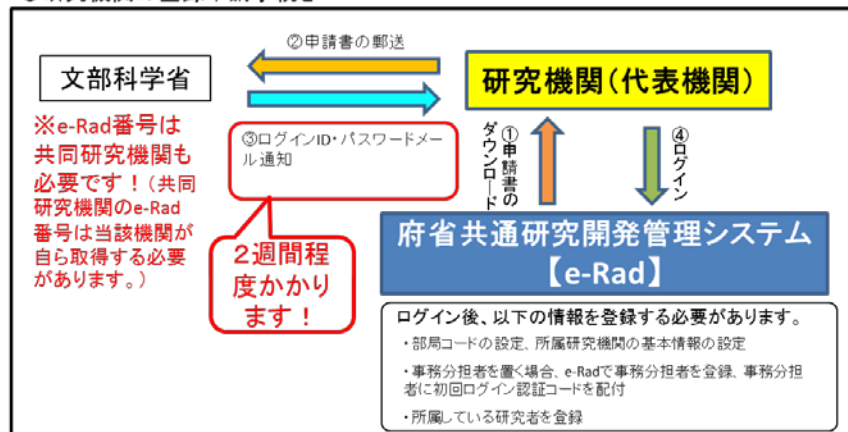
◆ 応募書類(研究課題提案書)を添付(PDFファイルのみ)

◆ 研究機関の事務担当者が「承認」の処理・確認

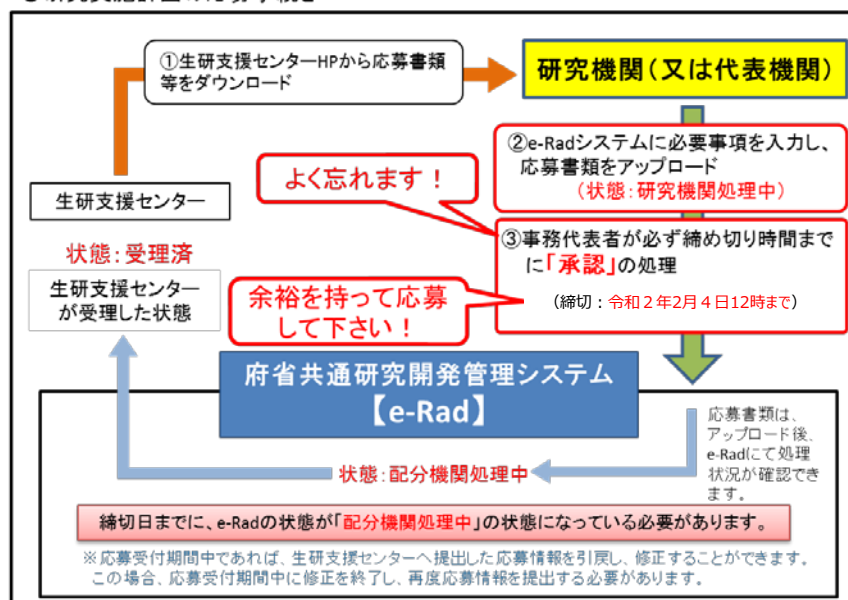
(注) 応募締切直前は、応募が殺到し、e-Radシステムが繋がりにくくなる可能性があるため、余裕を持って応募登録が必要

e-Radによる応募の流れ

○ 研究機関の登録申請手続き



○ 研究実施計画の応募手続き



(参考) e-Radでの応募②

- 生研支援センターでは、令和2年度予算成立後、可能な限り早期に研究開発に着手いただくため、**予算成立前に公募を実施**することとしました。
- 今回公表した**事業内容は、今後、予算成立までの過程で変更となる可能性**がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

本事業への応募はすべて、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。

郵送や直接の持ち込み、e-mail等では一切受け付けません。

e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続きを行って下さい。

応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、一週間程度の余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行って下さい。

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>)

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク

TEL 0570-066-877

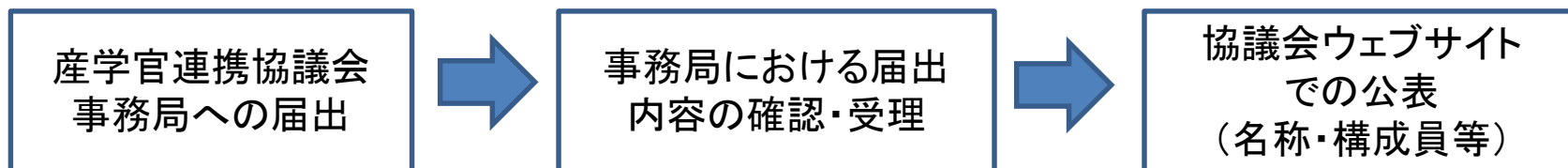
受付時間 9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

(参考) 「知」の集積と活用の中 研究開発プラットフォームについて

- 研究開発プラットフォームは、産学官連携協議会の会員が、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題について、プロデューサーを中心として研究課題の具体化、知的財産戦略・ビジネスモデルの策定等を行うための活動を実施。

研究開発プラットフォーム設立の流れ



協議会への入会や研究開発プラットフォームの届出等の手続は協議会ウェブサイトから行ってください

URL: <https://www.knowledge.maff.go.jp/>



研究開発プラットフォームに求められること

- ・研究課題の具体化や構成員拡充等のための各種活動の実施(セミナー・ポスターセッション等への参加、研究開発プラットフォーム主催のシンポジウムの開催、意見交換の実施等)
- ・産学官連携協議会が主催する会議等への出席
- ・研究開発プラットフォームの活動状況の定期的な報告 等

※協議会ウェブサイトに掲載している各種資料も参照してください

- ・「知」の集積と活用の中 構築に向けた展開方向 (<https://www.knowledge.maff.go.jp/policy.html>)
- ・「知」の集積と活用の中 が目指すオープンイノベーションの形について (<https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/2d79fd62c64760c952dd774ce25133c284ab7f98.pdf>)
- ・研究開発プラットフォーム プロデューサー活動指針 (https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/producer_katudo181116.pdf)
- ・過去の会議資料等(会員専用ページ) (<https://knowledge.maff.go.jp/member/document/>)